

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

岩手県土地改良事業分担金徴収条例（昭和32年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業区分	分担率	事業区分	分担率
[略]		[略]	
畑地帯総合土地改良事業	[略]	畑地帯総合土地改良事業	[略]
農地開発事業	<u>100分の17.5</u>	農地環境整備事業	[略]
農地環境整備事業	[略]	[略]	
[略]		農村災害対策整備事業（整備事業）	[略]
農村災害対策整備事業（整備事業）	[略]	農村地域防災減災事業	<u>100分の15</u>
国営造成施設県管理事業	[略]	国営造成施設県管理事業	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。